

美術品の政府による補償に関する契約書（案）

文部科学大臣（甲）と補償契約者（乙）は、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成23年法律第17号）第3条第1項に基づき、下記のとおり美術品政府補償契約を締結する。

甲 文部科学大臣
○ ○ ○ ○

乙 ○○美術館
館長 ○ ○ ○ ○

○○新聞社
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

令和 年 月 日

記

| | |
|--------------|--|
| 展覧会名 | ○○○○○○○○ |
| 補償契約者 | ○○美術館、○○新聞社 |
| 被補償者 | 別添一覧表に記載 |
| 対象美術品及び約定評価額 | 別添一覧表に記載 |
| 補償期間 | 開始日：201*年*月*日（補償開始予定日） 終了日：201*年*月*日（補償終了予定日） |
| 補償内容 | 別添契約約款に記載 |

<確認事項>

- 1 乙は、展覧会における美術品損害の補償に関する法律の趣旨に則り、対象美術品を最大限の注意をもって取扱うとともに、補償契約に係る展覧会の適正な実施のために最善を尽くすこと。
- 2 乙は、甲に提出する申込書その他の書類に事実を記載し、その内容を遵守すること。
- 3 補償契約締結後であっても、乙は、甲が対象美術品の損害を防止するために必要と判断した指示及び指導に従うこと。
- 4 上記1から3までの事項に反する事実、その他政府の信頼を著しく損なう事実が生じた場合には、当分の間、乙は、美術品の政府による補償を受けられないこと。